明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○**内閣府令・経済産業省令第九号**

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十四条第一項及び第十五条第一項の規定に基づき、沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　義偉
経済産業大臣　梶山　弘志

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令（平成十四年内閣府・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名」に改め、これらの様式中（備考）1を削り、（備考）2を（備考）とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省　令

○**総務省令第百三十二号**

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百七十二条及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十五条の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣　武田　良太

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

別記第十四号様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

一　様式その一は、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）が届け出る場合の様式であり、様式その二は、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党、衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿届出政党等又は参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等が届け出る場合の様式である。

二　公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

三　候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十五号様式中「印」を削り、備考二の次に次のように加える。

三　候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十六号様式の八中「印」を削り、同様式備考二の次に次のように加える。

三　候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十六号様式の二から別記第十六号様式の七までの様式中「印」を削る。

別記第十六号様式の九中「印」を削り、同様式備考二の次に次のように加える。

三　推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十六号様式の十から別記第十六号様式の十二までの様式中「印」を削る。

別記第十六号様式の十四中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

一　「届出事由」欄には、除名、離党、その他の事由の別を記載しなければならない。

二　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十六号様式の十五中「印」を削る。

別記第十六号様式の十六中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。